

産業建設常任委員会

令和2年6月16日（火）

産業建設常任委員会

定例会名 令和2年第2回定例会
招集日時 令和2年6月16日(火) 午前9時55分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 須藤京子
副委員 長 伊藤裕一
委員 柳井哲也
" 藤田尚美
" 諸橋太一郎
" 山本伸子
" 北島登

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本昌司
環境経済部長 藤田 聡
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 横瀬幸子
商工観光課長 大徳通夫

議会事務局出席者
書 記 高野良一
書 記 飯田晴男

令和2年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 53号 | あっせんの申立てについて |
| 議案第 69号 | 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 意見書案第5号 | 新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求め
る意見書の提出について |

午前9時55分開会

○須藤委員長 それでは、時間前ではございますけれども始めさせていただきます。

おはようございます。

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

議案第53号の審査の参考資料として、執行部より資料の提出がありましたので、机上に配付しておきました。

本日説明員として出席した者は、副市長、環境経済部長、環境経済部次長、環境政策課長、商工観光課長であります。書記として高野君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 53号 あっせんの申立てについて

議案第 69号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

意見書案第5号 新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出について

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第53号、あっせんの申立てについてを議題といたします。

議案第53号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 おはようございます。環境政策課横瀬です。よろしく願いいたします。

それでは、環境政策課で提出しております、議案第53号、あっせんの申立てについて御説明させていただきます。

こちらは、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射能対策について、牛久市では放射能対策室を中心としまして全庁的に対応してきたところでございます。あと、牛久市を初めとした近隣の5市町村の首長による稲敷地区6市町村放射能対策協議会を設置しまして、これまで事故の原因者であります東京電力ホールディングス株式会社に対しまして、8回にわたって損害賠償請求を行ってまいりました。

本市の平成30年度分までの損害賠償請求総額ですけれども、最新の数字になりますと1億6,540万6,635円。それに対しまして、東京電力が支払った金額が1,397万887円。未払い金として1億5,143万5,748円が未払い金となっている状況です。

こちらの未払い金の請求に当たりまして、原子力損害賠償紛争解決センター、通称ADRへ申し立てることにつきましては、当市の顧問弁護士からも、申立てから半年程度で和解案が提示されることと、あと訴訟のように経費がかからない点、あと第三者審議会委員会が関わることで客観的な解決ができるということから勧められておりました。あと、6市町村の協議会におきましても、ADRへの申立てを行うという方針がまとまっておりましたので、今回あっせんの申立て

をすることとなりました。

こちらのADRへの和解仲介の申立てですけれども、裁判上の手続ではございませんが、当事者の間に入りまして和解による紛争の解決に努めることは、地方自治法第96条に規定するあっせんに当たりますので、今回議会の議決を求めるものでございます。

申立ての内容ですけれども、今回は平成23年度と平成24年度、2か年分の未収額について請求を行うものでございます。お手元の資料にもございますとおり、平成23年度については2,995万6,164円、24年度分が4,743万6,608円で、2か年分の合計としまして7,739万2,772円、こちらを今回申し立てるものでございます。内訳としましては、あらかじめ職員の人件費、あとはホールボディーカーンター検査に要した費用、あとは弁護士相談経費というような内容になっております。

内容については以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第53号に対する質疑及び意見を行います。なお、質疑及び意見は配付いたしました資料の内容を踏まえて行っていただきますようお願いいたします。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 あっせん内容、東電のほうが1億六千何ぼに対して、請求額に対して10分の1以下しか支払っていない。この態度は、非常にもうけしからんとしか言いようがないんですが、ただ、今度のあっせんの申立てについて、一つは和解できなかった場合、その先についてはどう考えている、裁判にするのかどうか。

それから、もう一つは25年度以降の請求分については、また来年、再来年という形で時効が来る前に同じようなあっせん申立てを行うのかどうか。そこをお尋ねいたします。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 和解ができなかった場合ですけれども、こちらにつきましては、弁護士の方とも相談しまして訴訟をするかどうかというのは検討してきたと思っております。

あと、25年度以降につきましては、こちらも順次ADRへの申立てを行っていく方向にはございます。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第53号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第69号について提案者の説明を求めます。商工観光課長。

○大徳商工観光課長 改めまして、おはようございます。商工観光課大徳でございます。

私からは、議案第69号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第3号）につきまして、産業建設常任委員会所管の3事業につきまして御説明をさせていただきます。

お手元にごございます議案第69号補正予算書を御覧いただきたいと思います。

8ページ、9ページを御覧ください。

7. 商工費、1. 商工費、こちらの3事業が商工観光課所管の事業となっております。
それでは、上から説明させていただきます。

まず、中小企業に資金融資の助成をする9,000万円を計上しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で中小企業、個人事業者が大きな打撃を受けています。それを受けて、国が持続化給付金の交付というのを発表しまして、今受付、そして交付と移っているところなんですけれども、持続化給付金の対象とならなかった事業、つまり50%以上減収になった場合には持続化給付金対象になるんですけれども、50%に満たなかった事業者を支援するというので30%から50%、こちらの減収の事業者に支援、一律20万円を給付するもので9,000万円を予算計上しております。こちらは市内の2,096事業者のおよそ2割に当たります450の事業者を想定しております、450事業者に一律20万円ということで9,000万円を計上しております。また、令和2年に開業した、または開業を予定しており前年度との収入の比較ができない事業者についても、条件を満たせば給付対象とするものでございます。

次に、ハートフルクーポン事業を支援する。こちらは補助金で1,370万円を計上しております。こちらの事業につきましては、冬季に販売を予定しておりますクーポン券につきまして、販売予定額の3億円に対し1億円を増額し4億円とすることで生じますプレミアム分、それと事務費等について増額をするもので、1,370万円の予算計上となりました。こちらこの2事業につきましては、国から交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

続きまして、3事業目、牛久市観光協会を支援するでございます。こちらは811万2,000円の予算計上となっております。こちらにつきましては、去る6月5日、エスカード牛久ビルにオープンした観光案内ふるさと物産コーナーいばらき自慢の運営費を助成するもので、811万2,000円を予算計上しております。

以上、3事業を予算計上しております、総額が1億1,181万2,000円となっております。

以上で、議案の内容の説明を終わらせていただきます。

○須藤委員長 これより議案第69号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 市独自の持続化給付金、これについて、まず事業者は一日も早く現金を手元におきたいという思いでいっぱいだと思うんですが、支給時期はいつ頃になるのか。申請してからどのくらい。国の持続化給付金もいろいろ問題になっておりますけれども、牛久市ではそういうことは起こらないというふうに信頼しておりますので、早急というお願いも込めて。

それから、もう一つは、新規開業の場合、前年度比というのはないので、つまり新規開業のときの業種、そして形態、事業規模、そこから予測するしかないと思うんですが、それとのギャップでというような基準を考えているのかどうか。ちょっとあんまり曖昧にすると、誰でもが出すということができてしまうので、ここの考え方をお聞きしたいと。

それから、もう一つは観光協会を支援するという事で811万2,000円。ちょっとこの内訳明細というか、もっと細かく教えてほしいと。聞くところによると、実際は観光協会から都市開発のほうに行って、都市開発があそこの店舗を運営しているというふうに聞いているんですが、なぜじかに都市開発へ行かないのかというのが、ちょっとどうもこの流れがもう一つ理解できないので、そこら辺をちょっと詳しく教えていただきたい。

以上です。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 それではまず、牛久市版の持続化給付金についてですが、こちら給付金の名称が牛久市事業者支援金ということで支給をすることになりました。今、要綱等をつくりまして準備しているところなんですけれども、まず支給時期ということなんですけれども、申請してから2週間程度で振り込みたいというふうに考えております。ただ、書類不備等があった場合にはお返ししてということになってしまうので、そちらの書類不備等も起こらないような形で、なるべく簡素化して添付資料とかも付けてということで考えてはおります。国で今かなりトラブルが生じているんですけれども、トラブルが生じないような形で申請を受けて速やかな給付に努めていきたいと考えております。

続きまして、新規の事業者に対する交付ということなんですけど、こちらは令和2年に創業したんですがこのコロナの影響でストップしてしまったですとか、創業はしたけれども開始に至っていないというような業者さんがいると思うんですけれども、こちら業種ですとかその規模の大小とかというのにはかかわらず、創業したというか、例えば事業所を借りてその賃借料を払っているですとか、人件費を払っているとか、そういった会社を創業して動いているということを証明していただく必要がありますので、そういった証明ができるものを添付していただくということで、こちらでは判断をしたいと思っております。ペーパーカンパニーみたいな形で、創業はしたけれども何もやっていないというような業者さんについては、給付することは考えておりません。

また、その創業日を4月17日までということで設定をしまして、4月17日というのは茨城県で休業要請が出た日なんです。それまでに創業していたんですけれども休業要請が出てというところなので、そこで一度打ち切らせていただいて、それ以降に創業した会社というのは、休業要請が出た中でもやっていけるというようなことで、そういった判断、どこかで基準日を設ける必要がありましたので、4月17日という日で切らせていただいております。

今、要綱等もまだ整備中で制定に向けて動いているところなんですけど、こちらスタートも速やかにいって、給付のほうも速やかにしたいと考えております。

次に、観光協会の補助金の詳細というところなんですけれども、こちら細々とするところでは、こちらに入っているのは人件費です。いばらき自慢の運営の人件費、それと光熱費ですとか、当然あそこを運営していくために光熱費がかかりますので光熱費、それと消耗品等、一くりにすると事務費ということなんですけど、オープンに当たりまして最初にそろえていかなければいけない備品等というのも計上しております。それで、総額がおよそ1,000万円になるんですけれども、そちらに対してあそこで販売した手数料というのを控除して811万2,000円という

ことで計上をしております。

それと、なぜ直接市から牛久都市開発に委託しないのかということなんですけれども、こちら観光案内等を含む事業でして、本来観光協会ですらなければいけない事業の1つだと認識しております。そういった観光振興ですとか物産の事業を牛久都市開発のほうでやりたいということで観光協会にお話がありまして、支援というお話で、本来観光協会がそういった役割を担うところもありますので、観光協会のほうから牛久都市開発に支援をしましょうということで、観光協会としても団体では予算はございませんので、市から補助金を頂戴しまして、牛久都市開発に補助金としてお渡しするというような形での運営になっております。

以上でございます。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 内訳については、金額もできたら教えていただきたいと思っていたんですが、後から後日資料提出でもできるのならよろしくをお願いします。

それともう一つは、観光案内を含む事業という位置づけで観光協会に補助金を出すということなんですが、この内訳を見てみますと、実際にあそこのお店をやっている分だけだと思うんですが、どこかみたいに金額を中抜き、観光協会が取ったり、国の事業でもそういうことは最近出ていますので、そういうことはないようにぜひお願いしたいということです。

それだけでいいですね。あと資料提出、ぜひお願いいたします。

○須藤委員長 今、北島委員からここの積算の金額の内訳を資料として提出してほしいということで、執行部は大丈夫ですか。後日ですけれども。（「ちょっと検討させていただいて、できるものであれば提出するようにします」の声あり）そういうことですけれども、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

ほかに、山本委員。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。

私も持続化給付金とあと観光協会について、お伺いしたいと思います。

牛久市事業者支援金という形で出るというお話で、申請から支給までは2週間というお話だったんですが、そもそものこの対象期間がいつからいつまでになるのか。そして、その申請期間をお知らせいただきたいと思います。そして、その申請方法、国のほうはオンラインのみだったと思うんですが、牛久市の場合はどういう申請方法にされるのかというところです。

それから、もう一つが支給対象です。この前の説明で個人事業主、それから法人、どちらも市内にある場合なのか。個人事業主の場合、自宅は牛久にあるけれども事業所は市外の場合どうなるのかとか、ちょっとそこら辺が曖昧なお返事だったので、そこをちょっと確定させていただきたいと思います。

それから、この対象の中にフリーランスという方たちは含まれるのかというところです。それをお聞きしたいと思います。

それからこの金額、課税対象となるのかどうかというところ。まずはそれをお願いいたします。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 お答えいたします。

まず、対象期間と申請期間なんですが、対象期間は令和2年の1月から12月、まだ半分しか到来していないんですけども、12月までの1年間です。その中で昨年同月、2019年の同月と比較して30から50%の減収があった月を対象にします。今年の12月まで対象期間にしておりますので、こちら国の持続化給付金と全く同じです。申請期間は令和3年1月15日までとしております。こちらも国の持続化給付金と同じようにしております。振り込まれるまでの期間は先ほどのあれですから、あと申請方法につきましては原則郵送としております。窓口を持参した場合には受付はいたしますが、原則接触を避けるということで、郵送ということでお願いしたいと思います。

次に、支給の要件です。個人・法人で牛久市内に事業所があるとかないとかというお話なんですが、まず交付の要件としまして、第一には今後も事業継続の意思がある事業者です。法人の場合には、本店を牛久市内に置いていること。個人の場合には、住所を牛久市内に置いていることといたします。個人事業者の場合には、住所が牛久市で事務所、店舗等が市外にある場合でも対象といたします。逆に、他の市町村で牛久市内に事業所があるという方は、対象にはしておりません。あくまで、牛久市民に対する支援という考え方で支援を考えております。

続きまして、フリーランスは対象になるのかということですが、こちら個人事業者でございますので対象といたします。ただし、必要書類の添付というのは必須要件になりますので、税務申告をしていて必要書類の添付ができるのであれば、フリーランスの方でも対象といたします。

次に、課税対象です。こちらは現在の税法上は課税の対象、収入として計上するという事です。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それで、9,000万円の予算が上がっておりまして、450事業所、約2割という予定でいらっしゃるんですけども、例えば想定する事業所数より多く申請があった場合、この金額になったら打ち切るのか、それとも追加で補填して何かしらその事業所に充てるような措置をするのか。その場合、国のほうの交付金は多分もうこれ固まっているでしょうから、財源をどうするのかということも含めてお伺いしたいと思います。

それから、実際担当される職員の方は、商工観光課の職員の方になるのか。何名で当たるのか。昨日のちょうどニュースでも、千葉県で独自でやっている事業交付金が4件ほど申請ミスがあったということで、二重払いというニュースが流れていました。やはり先ほど同僚議員からおっしゃったように、早く頂きたいというのはもちろんそれは分かりますし、スピード感を持つということも大事ですけども、やはり正確性というものもその中で求められてくることだと思いますので、そのあたりをどのように考えて当たっていかれるのかということをお尋ねしたいと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 お答えいたします。

まず、9,000万円の予算額を超えた場合なんですけれども、予定件数を超過した場合でも交付の要件を満たしていれば、打切りは行わずに追加交付をしたいと考えております。財源につきましては、間もなく国の二次補正に伴うまた臨時交付金が来ると思うんですけれども、恐らくこちらは来年の1月まで今回の支援金は期間を設けていますので、これから間もなく来るであろう国の補助金にのせるというのはかなり難しいと思いますので、その際には一般財源を使ってでもということ、財政サイドのほうにお願いしてやりたいとは考えております。これは担当としてですけども考えております。

続きまして、担当する職員ということなんです、商工観光課の職員全員で対応したいと考えております。それでも万が一、人が足りなくなると商工観光課だけでは手が回らなくなった場合には、環境経済部の部内の協力体制をつくりまして、部内で対応していきたいと考えております。想定が450件ですので、国の定額給付金とか国でやっている持続化給付金のような遅延とかトラブルというのはほぼ想定はしていません。2週間程度での交付ということで考えております。

あとは、二重払い等のミスの防止ということなんです、そこはチェック体制を厳しくということしか現時点で言えないんですけれども、そちらミスが生じるとそれによりやっぱり遅延してしまうというのが往々にして出てきますので、そちらはミスがないように速やかに給付できるようにというのは考えながら事務に当たりたいと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、次に観光協会のほうなんですけれども、今の質問でもありましたが、この補正予算を見る限り、市から補助金が観光協会に出て、その先の都市開発にお金は流れるというふうに見えるんです。観光協会が本来やらなければいけない事業を都市開発が担うからというお話だったんですが、そもそもこのいばらき自慢をやるというお話、市長のほうからも何回かお話が出ていたと思います。それをやるに当たって、都市開発が運営することになったいきさつですね。市がやりたいからと言ったわけではなくて、都市開発がやりたいからと手を挙げたのか、市がお願いしたのか。ちょっとそこら辺で微妙にお金の流れも変わってくるのかなとちょっと思うので、そこをちょっとまずはお伺いしたいと思うことと、それから補助金の詳細については後でまた出していただけるように検討という話だったんですが、補助金を出すに当たって、今回これは新設の補助金ですので、補助金適正化委員会が行われたと思います。その中での補助率ですね。通常は2分の1という補助率になっていると思うんですが、そこら辺の補助率がどういうふうになっているのか。財源として都市開発が幾ら出して、それに対して市がこの800万円という金額になっていると思うんですが、その補助率をお聞きしたいと思います。

この補助金を出すことによる効果、期待する効果というものも適正化委員会で話し合われていると思いますので、そこら辺をお聞きしたいと思います。

そして、その事業の収支というのをある程度適正化委員会の中でも調書として出ていると思う

んですが、そこら辺がどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

それから、今回のこの補助金は何月から何月までの間で、今後どれぐらい続くのか。多分平成29年度に補助金も単年度及び3年度までの、3年たったから見直しというような要件がたしか決まったと思いますので、そこら辺でこの補助金の場合はどういう形になっているのかというのを、まずはお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 お答えします。

まず、いばらき自慢を牛久都市開発がやることになったいきさつなんですけれども、こちらは牛久都市開発株式会社から観光協会に対しまして、市の玄関口でありますエスカード牛久ビルで観光物産の案内所を運営したいので支援をしてほしいとの申出がありました。先ほどお答えしたとおりなんですけれども、観光案内所とか観光についての役割を担う、観光協会担ってのもありますので、そちらの必要性も認識しておりまして、支援するという事にいたしました。

あと、補助金適正化委員会、こちら御指摘のとおり補助金適正化委員会を通過しております。補助率なんですけど、こちらは2分の1とかというわけではなくて、全額を補助対象として、全額ということで、適正化委員会のほうを受けております。

あとは財源につきましては、牛久都市開発が物品の販売を行いまして、そちらの売上げの手数料65万円程度、それと都市開発の自己資金100万円で、合計165万円を都市開発の財源として充てておりまして、そちらを控除して811万2,000円という補助金額になっております。

それと補助金の効果なんですけれども、こちら期待する効果といたしましては、市の玄関口であります駅前ビルに設置したということで、牛久市を訪れる観光客の増加と出店している店舗の販売利益の拡大、それと併せてエスカード牛久ビルの活性化にも寄与するものと考えております。

事業収支でございますが、補助金適正化委員会に提出した資料によりますと、市の補助金として811万2,000円を観光協会に頂戴して、運営費として811万2,000円の支出ということで調書上はなっております。

補助金の期間です。まず、今年オープンが6月5日ですから、6月から翌年3月までの10か月分として補助金額のほうは計上しております。

それと、この補助金がどれぐらい続くのかということなんですけれども、本補助金につきましては、単年度の補助金ということではなくて継続的に交付していく補助金になりますので、市の補助金等に関する基本方針では、継続補助金の場合には3年間で見直しをするということになっておりますので、3年間補助のほうを頂いて、3年後、令和4年度に効果検証を行うというような流れになろうかと思います。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 自己資金が100万円、都市開発のというお話だったんですが、この都市開発って、

私が前に10月議会でも一般質問で行ったんですけれども、この都市開発にはまちづくり法人、都市再生推進法人という役割があったと思います。これに関して、せんだって創生プロジェクト推進課がこれは担当になりますのでお伺いしたところ、これの一環でもあると。ここをやることですね。あそこのまちづくりの活性化、確かにそのとおりだと私も思っております。それであるならば、そこのまちづくり法人の事業であるならば、その財源というのは指定管理者として毎年大体1,000万円利益が出ていますよね。この収益を自主事業に使うというふうな御答弁を当時も頂いております。そうなりますと、大体1,000万円の中から事業に充てるお金が100万円になってしまうというところの整合性というのを、ちょっとどうなっているのか。これは副市長にお伺いしたほうがいいのかもしれないんですけれども、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

あと、人件費ということが補助金の中に入っていたんですが、私もオープンの日にお尋ねしたんですけれども、あそこの店長さんは都市開発の職員の方ですよ。女性の方が2人レジにいらしたんですけれども、その方の人件費になるのか。観光案内所となると、その女性の方たちが観光案内をするのか。そこら辺はどういう体制なのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 それでは、私のほうから1点目の件です。確かに都市開発株式会社はまちづくり会社です。都市再生の法人になっておりますけれども、その点がありまして、経緯から申し上げますと、先ほど課長のほうからここで都市開発がやるようになった経緯という話があったんですが、課長の説明はそうなんです、その前段で、一応市長の方針もありまして、どこで経営したほうが一番最適なんだろうということ、ちょっと私も含めて協議しました。その中で、一番はあそこはやはり牛久市の観光の拠点、案内等をやるのが一番最適なんだろうということで、観光協会というのを一番最初にあそこを運営してもらおうということで始まったんですけれども、どうもその協議をしていくうちに、観光協会自体がその体力がないということになってしましまして、じゃあそこはちょっと諦めざるを得ないのかなということがありました。

次に、あそこで物産、他市町村のも扱うんですけれども、主には牛久市の物産も扱うということで、商工会はどうなんだろうという話を申し上げたんですけれども、商工会のほうでもちょっと今はできなくて、本筋的には観光協会でしょうと話を頂いたもので、じゃあどこがあそこを、本当にエスカードビルの再生とか今まで随分御要望いただいていた観光案内所というのを実現させたいということもありましたので、じゃあどこという話をしたときに、今あそこのビルを管理している都市開発株式会社であれば合理的に経営できるんじゃないかと。要するに、今おっしゃっていた職員の関係ですね。あと、その位置的なものも考えて、一番合理的なんだろうということで、都市開発株式会社にお話しして、都市開発株式会社もやろうということで、観光協会のほうにうちのほうでやりますというお話で、先ほどの課長の話につながっていくわけなんですけれども、その中で都市開発でまるっきりやるけれども、全額市なり観光協会なり商工会なりで出すということは、ちょっとまずいでしょうというお話をさせていただいて、じゃあ都市開発として幾らぐ

らい出せるんですかというお話を直接しました。そのときにまちづくり会社でもあるということですので、出すことはやぶさかではないですよというお話を頂きまして、金額という話になったときに、今の体力で出せるのは本当に100万円というお話があって、100万円がたしか都市開発から出ていると思います。財源として扱っていると思います。

今後、そのときにいったのがまた、それはそれでやむなしの部分がありますので、先ほども言いましたように物販もありますから、物販のほうで努力していただいて、その分は都市開発の売上げは全部都市開発ですよではなくて、まずはそのいばらき自慢のほうの運営に全部経費を充てていただいて、観光協会やらの経費がだんだん少なくなるようにしていただければありがたいという話をしました。ということでのまちづくり会社がそこで100万円で絡んでいるということでございます、このいばらき自慢についてです。あそこのまちづくりの一環で間違いないと思いますので、本筋から出すべきという話での都市開発の納得ということもありまして、出しているという状況です。これで答えになっているかどうか分かりませんが、ということでございます。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 続きまして、観光案内の件なんですけれども、おっしゃられたようにあそこにいらした女性2人、オープンの日ですか。その方は、人件費を出して雇っている方でございます。あそこの運営を補助ということで出しておりますので、物販は当然なんですけれども、観光案内のほうもあそこにいる方にやっていただくということで、市役所から職員は出しておりません。現状では観光施設の紹介のパンフレットですとか、あとは市のPR動画を流しているところなんですけれども、こちらをもっと来訪者の方の興味を引けるような内容での効果的なPR方法を考えながら運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 1,000万円の収益のうち、まちづくりとして100万円ということなんですけど、じゃあそれ以外はどこに使われているのということなんですけれども、駐輪場とかのそういうところの利活用というものを含めての1,000万円かもしれませんけれども、ちょっと少ないのかなという私的には印象を受けるんですが、それは分かりました。

人件費に関しては女性2名ということで、店長の職員の分はもちろん出ていないということでもよろしいんですね。

それから、観光案内所の件なんですけど、観光案内所はたしか東口の整備のときにも、市民とのワークショップの中で、観光案内所をつくってほしいという意見がよく出ていたと思います。それがやっとなあそこになかったということであれしいことだとは思いますが、その際にも市民の方たち、例えばNPOの方たちなんかは積極的にあそこら辺のまちづくりに関わってやってらっしゃったと思います。そういう市民との協働という意味では、何も新しい方を雇わなくても、そういうノウハウのある方たちと一緒にやっていくということも考えられるのかなと。今後、そういうことを含めてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 お答えいたします。

現状ではあの形でオープンしたんですけれども、御指摘というか議員からありましたように、運用しながら今後効果的なPRということを考えていって、その中の選択肢の1つとしては、市民との協働ということも出てくると思いますので、今後検討させていただきたいということで答弁にしたいと思いますが、よろしいですか。

○須藤委員長 諸橋委員。

○諸橋委員 よろしく申し上げます。2点申し上げます。

まず、0101中小企業に資金融資の助成をする事業について、この案内をどのように事業者
に徹底させるかという周知方法の確認を1つ。

それと、0102牛久市観光協会を支援する事業なんですが、先ほど副市長の答弁の中で、販売手数料を運営費に充てていくというようなお話があったんですが、現状の販売品を見る限り、オープンして間もないということもあるんですけれども、空の棚が多いですとか、いろんな部分で無駄なスペースが多いんじゃないかというふうに私個人的に感じました。そういった中で、お金が補助金10分の10出ているということで、今後市がその販売についてどのぐらい、このいばらき自慢について、商品の選定を含めどのぐらいの介入度といたしますか、アドバイスをしていくのかという点をお伺いをいたします。

やはり、お金だけ出して口は出さないということになりますと、いろんな部分で問題が出てくると思いますので、牛久シャトーの件に関してもそうですけれども、株主として非常に厳しい目で収益について追求していただいたいというのが私の本音ですので、この事業についても自分で賄えるような運営ができるような体制に一日も早く行っていただいたいので、どのような体制で市として考えていくのかお伺いをいたします。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 まず、1点目の事業者支援金の案内、周知方法なんですけれども、こちらにつきましても、条件を満たす方には全て申請していただいて給付したいという考えでおります。ホームページや広報紙、メルマガは当然出すんですけれども、あとFM-UUに出演してその広報をしたりですとか、市で今できる媒体を全て使って周知はしていきたいと思います。

あと、観光協会の支援なんですけれども、販売手数料を充てていくというところで、先ほどの御指摘のとおりで、現時点では空の棚が目立つような状況にあります。当初は牛久市の観光協会の加盟している方だけを対象にまずは募集していたみたいなんですけれども、今はやっぱり市長の意向とかもございまして、県内それと姉妹都市であります宮城県の色麻町からも出店をしていただいています。今、牛久都市開発でそちらのほう担っていただいているんですけれども、議員の御指摘のとおりで、お金は出すけれども口は出さないになってしまっ
てはいけないと思いますので、ちょっと介入の仕方というのも考えていくしかないと思うんですけれども、今年に限っては800万円からの補助金を出している事業ですので、市として、観光協会としましても、販売手数料が上がるようにというか、いいものを売れるような形で、市からの持ち出しが少なくな

るようにするにはどうしたらいいかというのを考えながら運用していきたいと思います。

以上です。

○須藤委員長 藤田委員。

○藤田委員 同僚議員とちょっと重なる部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

まず、中小企業のほうなんですけれども、2,096事業者のうち2割450事業者を対象にということで、この申請者側なんですけれども、今国のほうで持続化給付金の申請をしているさなか、インターネット環境等がない事業者が多いんですね。そうすると、この辺だと土浦のほうに予約をして申請に向かうという流れがあるんですけれども、今回牛久となった場合、この申請書というのは、今郵送でという対応の仕方が、となるとダウンロードして申請書を取り出して等やり取りをするという流れを取ってしまうと、じゃあ申請したいけれどもそういうものがないという事業者に対しての対応をどう考えているのかお伺いします。

それと、先ほどの観光案内所の件なんですけれども、NPOがやはり東口のほうでまだ週一、二回ですかね、パンフレットを置いて、あそこの広場のところでテント、ベンチ等置きながら観光案内をされている実情があるんですけれども、実際のところまだそこには至っていないんですが、この観光案内を含む位置づけでこれをつくられたということで、そのつくるまでにこのNPOとの話し合い等、協議等をされたか伺います。

以上、2点です。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 まず、事業者支援金の申請なんですけれども、当然インターネット環境が使える方はダウンロードして、そこでお使いいただけます。ない方もいらっしゃいますので、ない方には、あまりこちらに取りに来ていただくというのはよくないと思うんですが、御連絡を頂いて郵送するとか、窓口に来ていただいた方にはその様式を渡すということは可能ですので、窓口にも準備をしておいて郵送対応もします。提出はなるべく郵送でお願いしたいということで、なるべく接触をしない形での申請作業を行っていきたいと考えています。その申請につきましては、国とは違って、こちらはインターネットがなくても全く問題ないと考えております。

それと、観光案内所の設置について、観光案内でNPOとの協議をしたかということなんですけど、すみません。ちょっと私こちらは承知しておりませんので、お答えできません。申し訳ありません。

○須藤委員長 藤田委員。

○藤田委員 要望なんですけれども、これは。先ほどの中小企業の支援金なんですけれども、できればそういう周知のところで、インターネット環境、ダウンロードできない方はとか、そういうことで申請をする場合はとか、ちょっと細かいんですけれども、この2,096の全部の事業者が目にとまるように、きちっと。450のということで予算はついていますが、全事業者にそういうふうに丁寧に周知徹底をお願いしたいと思いますので、その点よろしくお願いします。答弁は要りませんので。

○須藤委員長 ほかにありませんか。柳井委員。

○柳井委員 最後の観光協会のことなのですが、どうしても観光案内の一環としていばらき自慢をやるんだということかなとは思いますが、この経営するということとサービスの観光案内というもの、どうしてもごちゃ混ぜになっちゃうと、市がずっと支援していくのは当たり前かなと思うんですが、そうすると例えば議会とか何かのチェックもきちっとずっと続けてやっていくしかないということで、将来の方向性として経営は経営で成り立つような人が現れるように育てていくとか、分けられないものかなと思うんですが、そのあたりの考えがあるのかどうか。あくまでも、観光案内を基調にやっていきたいということなのか。そのあたりをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 いずれ私のほうから。

委員がおっしゃるとおりだと思います。スタートもそのつもりで始まったんですけども、先ほど言いましたように、本来であればとそもその話をして申し訳ないですけども、観光協会が牛久市の観光事業としてそれなりの充実がなされていて、その観光事業によって事業収入といいますか、そのそれぞれの事業者さんが収入を得ていると。その収入を得た中から観光協会の会費等を払って、観光協会がその資金を持ってそういう観光案内をしていくという、これが理想形の回し方だろうと思うんですけども、いかんせんその牛久市、観光とは言いつつも、そんな観光事業で成り立っている事業者さんというのは私は少ないと見ています。ですので、そこを牛久市で観光案内とか観光事業をやっていくということを考えますと、どうしても公的な支援が必要になってくるというふうには今考えております。ですので、先ほどちょっと言いましたけれども、経営という観点から都市開発株式会社担っていただいて、それはもう経営という面であそこを場所を経営していただくということなんですけれども、先ほど来あります品物、扱う物販のほうをもっと盛んにして、そこでの収入をもってあそこが成立していくようにということで、あそこのいばらき自慢の位置づけとして考えております。ですので、ちょっとさっき棚が空いている話が出ましたけれども、あれについてももちろん市も観光協会も、もちろん商工会のほうでも協力していただいておりまして、各店舗に当たっていただいたりしています。その中で、まだまだあそこにもものを出したいという方がいるようですので、それは現実的には都市開発のほうで契約の問題がありますから、その橋渡しはしていただいて、実際は都市開発のほうで協議して、契約のほうの取付けをしているというような状況となっております。

以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で執行部提出議案についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決を行います。

採決は挙手により行います。

議案第53号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席をされても結構でございます。

ここで暫時休憩をしたいと思えます。再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時07分開議

○須藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、意見書案第5号、新型コロナウイルス感染症対策における給付の簡素化と迅速な対応を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第5号についての意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、以上で意見書案第5号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第5号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第5号について採決をいたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、本委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

新型コロナウイルスによる感染拡大は、全国的にも終息に向かいつつある状況にはありますが、今後も感染拡大の第2波、第3波も懸念されることから、委員長としてはこの際新型コロナウイルス感染症対策についてを調査事項とし、本委員会の閉会中の所管事務調査としたいと思えます。

この件について意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、次に調査期間についてを議題といたします。調査期間については、本委員会の現委員の任期が令和3年5月14日までとなっておりますので、本委員会の委員の任期満了までとしたいと思えます。

この件について意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 なければ、本委員会の閉会中の所管事務調査についてお諮りいたします。

調査事項を新型コロナウイルス感染症対策についてとし、調査期間は現委員の任期の令和3年5月14日までとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査をすることに決し、議長宛てに閉会中の所管事務調査の申出をいたします。

以上で本委員会の議題の審議については終了いたします。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時11分閉会